



平成 28 年 12 月 22 日

各 位

会社名 HOYA 株式会社
代表者名 代表執行役 CEO 鈴木 洋
(コード番号 7741 東証第一部)
問合せ先 HR 担当 吉田慎
(TEL 03-6911-4823)

当社取締役、執行役および従業員ならびに当社子会社取締役および従業員に対する
ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 22 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社子会社（当社孫会社を含む。以下同。）の取締役および従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役及び従業員ならびに当社の子会社の取締役および従業員の当社グループの業績および企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的とする。

2. 新株予約権の名称

HOYA 株式会社第 17 回新株予約権

3. 新株予約権の総数

967 個 (新株予約権 1 個につき 400 株)

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 386,800 株

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下、「目的株式数」という。）は、400 株とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じ

る 1 株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合、当社は目的株式数を合理的な範囲で調整することができる。この場合、前記ただし書を準用する。

当社は上記の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく新株予約権者に対して通知する。

5. 新株予約権の払込金額(発行価格)

無償とする。ただし、有利発行には該当しない。

6. 新株予約権の割当日

平成 29 年 1 月 17 日(火曜日)

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額およびその算定根拠

新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額 1,935,600 円(出資金額)

一株あたり 4,839 円

一株あたりの出資金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権の募集要項を定める取締役会決議日の前営業日(平成 28 年 12 月 21 日(水曜日))の終値 4,839 円とする。

なお、株式の分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により出資金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後出資金額＝調整前出資金額×(1÷(分割・併合の比率))

また、当社が他社と合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合または資本金の額の減少を行う場合など行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は 1 株あたり行使価額を調整することができ、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

当社は上記の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく新株予約権者に対して通知する。

8. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

1,871,725,200 円

9. 新株予約権の権利行使期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで

10. 新株予約権の割当対象者および割り当てる新株予約権の数

当社取締役、執行役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員計 91 名に、967 個の新株予約権を割り当てる。

11. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役もしくは従業員または当社の子会社の取締役、執行役もしくは従業員であることを要す。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合には、当該新株予約権者は、自己に割り当てられた本新株予約権のうち、任期満了による退任時または定年による退職時における権利行使可能上限株式数に係る新株予約権に限り行使することができるものとし、任期満了による退任または定年による退職後に権利行使が可能となる権利行使可能上限株式数超過分に係る新株予約権については行使することができない。
- ② 新株予約権割当契約により、相続人、譲受人、質権の設定を受けた者その他の新株予約権者の承継人による新株予約権の行使は認められない。
- ③ 1 個の新株予約権を分割して行使することはできないものとする。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

12. 新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議または代表執行役最高経営責任者の決定)がなされた時は、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

11. に定める事項により新株予約権者が新株予約権行使することができなくなったときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

13. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、増加する資本準備金の額は、上記の

資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

HOYA サービス株式会社またはその業務を承継する部署

15. 新株予約権の行使時の払込取扱金融機関

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 東京営業部

16. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権を表章する新株予約権証券を発行しない。

以 上